

岩手県告示第406号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成20年岩手県告示第838号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成21年4月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市
- 2 実施した期間 平成20年12月3日から平成21年3月27日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報作成作業）